

## 第8回環境社会配慮審査会

日時 平成17年11月14日（月）14：00～16：00

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫テレビ会議室

### ◇出席委員（敬称省略）

|      |       |                            |
|------|-------|----------------------------|
| 委員   | 遠藤 博之 | 株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長     |
| 臨時委員 | 原嶋 洋平 | 拓殖大学国際開発学部 助教授             |
| 委員   | 平山 義康 | 大東文化大学環境創造学部 教授            |
| 委員   | 川村 暁雄 | 神戸女学院大学文学部総合文化学科 助教授       |
| 委員   | 満田 夏花 | 財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部 研究主任 |
| 委員   | 中谷 誠治 | 財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員      |
| 委員   | 夏原 由博 | 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 助教授     |
| 委員   | 田中 章  | 武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科 助教授     |
| 副委員長 | 田中 奈美 | 神戸芸術工科大学デザイン学部環境・建築学科 助教授  |
| 委員   | 和田 重太 | 和田・永嶋法律事務所 弁護士             |
| 臨時委員 | 渡辺 邦夫 | 埼玉大学地圏科学研究センター 教授          |

### ◇欠席委員

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 臨時委員   | 濱崎 竜英 | 大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師                       |
| 副委員長   | 平野 宏子 | 東京都水道局練馬東営業所長                               |
| 委員（幹事） | 松本 悟  | 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事                      |
| 委員長    | 作本 直行 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長<br>兼 法制度研究グループ長 |
| 委員     | 柳 憲一郎 | 明治大学法科大学院法務研究科 教授                           |

### ◇事務局

|       |   |
|-------|---|
| 米田 博  | 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼<br>ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長          |
| 渡辺 泰介 | 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・<br>環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長 |

◇◇◇◇      ◇◇◇◇      ◇◇◇◇      ◇◇◇◇      ◇◇◇◇      ◇◇◇◇      ◇◇◇◇

○渡辺（泰） 本日、作本委員長と平野副委員長はお休みということで、今、東京に来られている委員の皆さんに、議長をやっていただく方がおられないか聞いてみたのですが、手を挙げていただける方がいなかったのので、事務局の方で進行役をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○米田 事務局の米田でございます。きょう、作本委員長が欠席でございますので、進行をさせていただきます。

きょうもお手元に何点かアジェンダがありますけれども、それに従ってやっていきたいと思っています。

まず、資料確認ということで、事務局の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺（泰） 本日の資料ですけれども、M/P+F/S開発調査についてというAC. 8-2がございます。カテゴリA案件のコメントとしまして、AC. 8-3、AC. 8-4、AC. 8-5がございます。17年度採択案件としてAC. 8-6がございます。一番最後に、M/P+F/S開発調査の扱い方の補足資料としまして、インドネシアのバリ州水資源開発調査の資料としまして、JICA調査団のメンバーリストと、A3の紙で調査のフロー図をつけております。

○米田 ありがとうございます。

それでは、第1のマスタープランとフィージビリティスタディの開発調査の取り扱い方についてということで進めていきたいと思っております。満田委員から問題提起がございましたが、その前に事務局からちょっとご説明いただいて、その後、意見交換に入りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○渡辺（泰） インドネシアのバリ州の水資源開発調査の際に、満田委員からコメントを1個いただきました。このバリ島の案件は、マスタープランを作成した後にフィージビリティスタディに入るという案件で、当初、カテゴリBにしていたのですが、フィージビリティスタディの対象案件がカテゴリAになるということで、審査会に諮問したという案件でございます。その際に満田委員から、マスタープランとF/Sを分けて扱うことについてコメントがございまして、バリ島の案件だけに限らないコメントということで、今回、別途、意見交換をさせていただくということで設定させていただいたわけでございます。

満田委員から問題提起をしていただく前に、一般論的に、調査の流れはどうなるのかということをご説明させていただきたいと思います。

資料A C. 8-2になりますけれども、「開発調査のパターン例」ということで、マスタープランとF/Sがセットになっている開発調査です。マスタープランの内容につきましては、実際にはいろいろな種類がございます、きれいには説明できないのですが、大まかにいいますと、ある対象のセクター、あるいは課題のような対象分野の現状や問題点を調査しまして、その問題解決の方策について調査を行い、その結果をもとにマスタープランを策定する。そのマスタープランの中で提案される問題解決のためのいろいろな方策があるわけですが、その中でF/S対象プロジェクトを選定して、F/S調査を行うといった性格のものでございます。

調査等の流れとしましては、まず、事前調査を行いまして、事前調査の中で、開発調査全体の目的や項目について相手国と合意しておきます。その後、JICAの方でコンサルタントを選定しまして、選定されたコンサルタント会社と契約して調査を行うということで、まず、インセプション・レポートを現地にもっていきまして、調査の実施方法を協議する。マスタープランの案とF/S対象プロジェクトの選定案をインテリム・レポートとしてまとめまして、中間の整理をしまして、その後、選定されたF/S対象プロジェクトについてF/S調査を行う。最終的に、マスタープランとF/S全体についての報告書案をドラフト・ファイナル・レポートとしまして、これについて相手国と協議しまして、最終的にファイナル・レポートとしてまとめるといった流れになっております。

これは具体的にどうなるのかということをご説明申し上げますと、最後の方にJICAスタディーチームのメンバーリストをつけておりますけれども、1つは、コンサルタントと契約するとき、個別にどういう分野の調査団員が必要かということで調査団員を決めています。一番左側の欄をみていただきますと、Team Leaderから始まりまして、いろいろな分野の調査団員がおります。環境社会配慮の業務は、いろいろな団員が分けて行うことになるわけですが、それを主に行う人ということで、この調査の場合ですと、環境面につきましては、下から6行目のEnvironment and Water Qualityという団員がおりますし、社会配慮につきましては、Social Consideration/Public Involvementという団員が入っています。さらに、この調査の場合は、一番下のPublic Consultationという団員が入っている。こんな構成になっております。

調査の流れをA3の資料の方でみていただきますと、この調査の場合、3つのフェーズに分けておりますけれども、第1フェーズ、第2フェーズでフレームワーク策定とマスタープラン策定の作業を行うことになります。

第1フェーズをみていただきますと、ここは現状の分析というところが主になっておりますけれども、データの収集・分析、現地状況の把握を行いまして、この場合、水資源の調査ですので、水資源利用の現況はどうなっているか、さらに水資源開発ポテンシャルはどうなっているかということで、需要の予測を行い、また、供給可能な量という需給分析的なことを行う。このようなことを第1フェーズで行いまして、さらに第2フェーズで、代替案を含めて、水資源開発案の検討を行うということで、第1フェーズの分と合わせましてマスタープランの案を策定する。さらに優先プロジェクトのリストをつくりまして、その中から優先プロジェクトの選定を行うというのがマスタープランまでです。下の方の4行目をみていただくと、「調査報告書の提出」というのがありますけれども、ここまでをインテリム・レポートとしてまとめたということで、今回諮問したときに、資料としてインテリム・レポートを配付させていただいております。

第3フェーズがフィージビリティ調査ということで、F/S調査の対象プロジェクトとして選定されたもののさらに詳細な調査と、F/Sプロジェクトの実施計画を策定しまして、これを最終的にドラフト・ファイナル・レポートとしてまとめまして、これについて相手国と協議して、最終的にファイナル・レポートとして提出する。このような流れになっております。

この場合、一番下の欄ですけれども、ステークホルダー協議も6回行うようなスケジューリングをしているという形になっております。

議論を始める前に、基礎的な理解としまして、開発調査の流れとバリ島の事例をご説明させていただきました。

○米田 では、満田委員、よろしくお願いします。

○満田委員 ご説明いただきまして、ありがとうございました。

本開発調査は、マスタープランとF/Sがセットになった開発調査であり、マスタープランの結果、優先案件としてアユンダムダムが出てきまして、そのF/S及びEIAが第3フェーズで行われるという計画になっていました。それで私どもが諮問を受けまして、主として、EIAのTORが十分かどうか、代替案の検討が十分であるかということについてコメントさせていただいて、現在、答申のとりまとめ中という段階だそう

です。

私の疑問としては、アユンダムは、高さ110メートルの非常に大きいダムであって、環境社会インパクトが非常に大きいことが予想されるにもかかわらず、マスタープランの最初はカテゴリBで始まっている。そもそもアユンダムがこの開発調査に含まれるか否かということは、JICAのご説明によれば、開発調査を始められたときは明確にはわかっていなかったということとのことでした。第2フェーズを経まして、マスタープランの結果として選定された優先プロジェクトのうちの1つがアユンダムであった。アユンダムは大ダムでありますので、カテゴリAに相当します。第3フェーズでF/S及びEIA支援をやることになりました。その第3フェーズの期間なのですが、10月から来年の2月まで5ヵ月間である。現地でスコーピングの協議、EIAのドラフトの協議をするといったことを考えると、現地で実際に使える調査の時間は非常に限られておりまして、恐らく1ヵ月とか2ヵ月といった感じなのではないかと考えています。

EIAの策定期間として、一体これで十分なのかという私の質問に対して、既存のEIAがあるから、EIAの補足調査を行うので十分であるというJICAさん及び調査団のお答えだったわけです。ただ、既存のEIAの内容は、現段階では余り明らかではないということなので、一体何に焦点を絞ってEIAをやるべきなのか、一体何を補足するのかというところがいま一つ明確ではなかったことに若干問題を感じた次第です。

さらに、私が当初感じた疑問点としては、EIAのTORを十分検討する時間があつたのかどうかということです。それから、5ヵ月の期間は十分であるかという極めて実務的な面から心配したわけです。

その後、何人かの方々と意見交換をさせていただいた中で、もう一つ問題だと思うことが生じました。これは、アユンダムがプロジェクト単体でJICAの開発調査にかけるとすれば、もちろん、当初からカテゴリAとして、JICAさんとして取り上げを検討されたであろう。カテゴリAということは公開されて、最初から環境審査会にもかけられまして、開調をやるか否かということを慎重に検討したに違いない。一方、マスタープランプラスF/Sという枠組みの中で、マスタープランの結果生じた優先プロジェクトの中にアユンダムのような大規模なプロジェクトが含まれていた場合、一体どこの段階で、どのように意思決定していくのでしょうか。

さらに、非常に細かい話を申し上げますと、例えばEIAに係る人員計画などは、選定されたプロジェクトによって非常に違うはずだと私は考えているのですが、それを一

つの契約の中でやることは実務的に可能であろうかというのが私の素朴な疑問であります。

そういうことをおいておいても、意思決定として、どのように検討してゴーサインを出すのかというのは非常に大きい問題だと考えています。ということをお話させていただければと考えています。

○米田　　どうもありがとうございました。非常に痛烈な問題提起だと私は思っています。実務上の問題がいろいろありそうです。私も後でお話しできる機会があるかもしれませんが、委員の方からご意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。

○田中（章）委員　　ちょっと的が外れた質問かもしれませんが、ここに書かれている環境アセスメントは、インドネシアの国のアセス法にのっとったアセスの話なのか、それとも J I C A の環境社会配慮の中でやっていくアセス的な調査の話なのか、その辺が毎回、明確になっていないような気がするのですが、今のお話はどちらのお話ですか。もしインドネシア政府のアセス法の話であれば、今いわれたスコーピングやスクリーニングの期間、仕組みは相手方の法律で規定されているわけですから、それにのっとっているかどうかという問題がまずあると思うのですね。ですから、その期間が短い云々というのは、そういうことが向こうの法律どおりになっているのかということなのですから、いかがでしょうか。

○米田　　事実関係として、いかがでしょうか。

○渡辺（泰）　　事実関係から申し上げますと、今、満田委員からお話のありましたアユンダムのプロジェクトについて申し上げますと、インドネシア側で独自に、インドネシアの制度に基づく E I A の手続を済んでおります。その後、J I C A の開発調査が始まりまして、J I C A のガイドラインに基づいた手続をやろうとしている。ただし、インドネシアの制度に基づく E I A の有効期間的なものがありまして、それを過ぎているので、インドネシアの E I A 制度上は、その再承認的な手続を行うことになるというのが事実関係です。

○田中（章）委員　　そうすると、J I C A が今、追加的にやっているものは、相手国政府の規定に基づく環境アセスメントになるわけですね。

○渡辺（泰）　　ガイドラインプラスインドネシアの制度も満たすものということになります。

○田中（章）委員　　そうしたときに、その期間の話はちゃんと担保できているのでしょ

うか。例えば調査期間の話とか、調査の中身を決める期間が短すぎるというあたりは、インドネシアの国の仕組みにのっとっているかどうかというのはどうなのですか。

○渡辺（泰） 環境社会調査をやるための調査期間をどれぐらいとるべきかというところまでは、JICAのガイドラインでもインドネシアの制度でも定められておりません。ですから、これは既存のデータで十分なものがあるかどうかということになるかと思えますけれども、環境社会調査の中で、予測評価を行うためのデータが十分とれるかというところが問題になってくるかと思えます。

○田中（章）委員 そうしますと、ある規定に基づいてのアセスではなくて、基本的に自主アセス的に、一般論として議論するということですね。そうすると、アセスはどこまでも縮小できるし、どこまでも拡大できるので、何を根拠にいうというのは非常に難しいと思えますね。ただ、少な過ぎるだろうということはどこかでいえるような気はします。

○米田 多分そういうことだろうと思えますね。調査は、いつまでもやっているわけにいかないし、短くしようと思えば、基本的なところだけをとって進んでしまうということもありますね。そういう意味では、非常に相対的な判断みたいなものが実務の判断の中で起きていくのかなという気はいたしますが、その点、満田委員、いかがでしょうか。

○満田委員 私の問題意識をちょっとご説明させていただきますと、確かにアセスは縮小も拡大もできると思えますし、日本であれば、3年間ぐらい環境影響評価をやるような事業もあるかと思うのですが、要は、インドネシア側が、AMDALという既存のEIA評価の中でどこまで何をやっていたか。その既存のEIAのレビューなしに第3フェーズに行ってしまったのではないかと私は勘ぐっているわけですね。それはもしかして私の勘ぐり過ぎで、非常にすばらしいAMDALが既になされていて、JICAさんとして、この補足調査で十分だと判断されたというのだったら、それはすばらしいと思っています。何でも第3フェーズにEIAポーションを自動的に入れるのもどうかと私は考えていまして、相手国政府がきちんとしたEIAをやっている、そのレビューのみで足りるのであれば、新たな調査をやる必要はないかもしれないと考えているわけです。

ただ、バリ島は、ご存じのように、生物相が非常に豊かで、動植物の生態系を分けるというウォレス線の境目に位置していますし、乾期と雨期及びその中間期と3期あるということで、特に生態系については、その3期をカバーしなくてはならないと一般的にいわれています。

インドネシア側が実施した調査の期間ですが、AMDALと呼ばれる既存のEIAでは半年間の調査を実施しています。その半年間の調査のTORは、私自身は確認していませんので、どういう調査が行われたのかは、JICAさんが下さった情報だけでは明らかではないと思いました。きょういただいた新しい資料、調査団員のリストをみる限り、生態系に関する専門家は入っていないように思います。仮に先方のEIAが不十分であって、JICA調査団がその補足をしなければならないのであれば、相手がどの期間、どういう調査をやったかというのを把握した上で、生態系専門家を手配して、それを補足するような調査をなさるのが順当なのではないかと思っています。

この開調をやったことは、JICAさんとして、アユンダムというプロジェクトを支援したことになるわけですので、責任をもって、EIA報告書なり開調の報告書に、これは優先事業として認められるということをお書きになる必要があります。それを採用する、しないは相手国政府の責任であります。JICAさんとしてもそれにコミットしたことになるわけですので、EIAの十分な調査が必要であって、そのためには、相手側のやったEIAの十分なレビューが必要なのではないかと私は考えています。

○米田 ありがとうございます。

ここで問題を整理というか、大きなところなのですからけれども、個別の問題というか、アユンダムというか、バリの案件で、そのようなF/Sが含まれることが妥当なのかどうかということと、一般論として、開発調査をやって、その中にF/Sが含まれることはどうかということ、2つあると思うのですね。大きなところと、本件に限ってということ。ここではどういう形で進めていった方がよろしいでしょうかね。

○田中（章）委員 今の後者の開発調査の中にF/Sを含める問題点ということは、開発調査とF/Sを分けるということですか。

○米田 私は、問題提起としては、最初、そのように理解しました。

○田中（章）委員 その話と環境アセスメントのタイミングの話がどのように絡んでくるのかわからないのですが。

○米田 私は、環境の問題は、いろいろな調査の段階で議論されるべきだと思っていて、本体のマスタープランの調査があつて、かつF/Sがあれば、我々はいろいろな場面で介入することができるという意味でとらえているのですが、いかがでしょうか。そういうとらえ方ではいけないのでしょうか。

○田中（章）委員 いや、満田委員が今回提起された目的意識はどこにあるのか教えて



いただければと思うのです。

○満田委員 いや、私もその落としどころはよくわからないのですが、この話を詰めていくと、開調の中でマスタープランプラスF/Sを一気にやることは危険かもしれないという結論になるかもしれないのですね。ただ、行政コストの削減の面からみると、一括してやるのは非常に便利な手段であって、多用されていることなのかもしれないなど思っているのです。

私は、確信をもって、この場で、マスタープランとF/Sは分けて、独立してすべきだと主張するところまではできません。しかし、1本の開調の中でやるとしても、今回生じたような疑念を解消するための何らかの手続きが必要です。今回の場合、開調のはじめの段階では、最終的に何が選定されるかはわからないわけですよ。もちろん、何かねらいがあって開調を始めることもよくあるかもしれないのですが、わからないケースもある。そのときに、例えばカテゴリ分類などはどうやってするのか、あるいは、マスタープランが終わった後、優先事業に対してやる前に、JICAとして、どのように検証して、その次の段階に進むという判断をどのように行うかということクリアにされた方がよろしいのではないかと。そういうことを考えて問題提起させていただいています。

○米田 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○原嶋委員 私もバリの件に関与したのですが、今、満田さんがおっしゃった問題提起を2つに分けた方がいいのではないかと思います。

ガイドライン上は、マスタープランとF/Sは一応分けて規定して、ルールを決めている。しかし、実務上、F/Sとマスタープランが合体した形で運用されているケースが前にもあったと思いますけれども、今回もそうだった。その間でのチェックは、分けた場合と比べて、どうしてもおろそかになりやすいのではないかとという問題が1つ。

もう一つは、今回のガイドラインで、JICAが独自に環境社会配慮、田中先生がおっしゃるアセス的な調査をすることになっているわけですが、これとは別に、現地の政府のルールないし法律に従って、EIAないしそれに類するものがあるわけで、基本的な考え方としては、これは平山先生がよく問題提起されるところであります。現地のEIAでやっていることをJICAがただおさらいするというわけではないわけですよ。JICAはJICA独自の環境社会配慮調査をする。そこでは、現地でやった

調査を使うことも実務上あると思いますけれども、今、マスタープランとF/Sが合体したケースという問題と、JICAさんの調査と現地のEIAとの関係という2つの論点が混在しているように思うのですね。

満田さんがおっしゃったことを私なりにそしゃくすれば、マスタープランとF/Sが合体する場合には、先ほどいったとおり、どうしても途中の審査やチェックがおろそかになりやすいという点と、もう一点は、JICAさんの調査と現地のEIAが混在してしまうと、JICAさん独自の調査が十分になし得ないということもあり得るのではないかと。極端なことをいえば、現地で調査しているから、それをもってくればいいやとしてしまうと、JICAさんが独自にこういう手続を踏むことの意味は全くないわけでありますので、どの程度のレベルでアセスをすべきかという問題は、個別としては議論がたくさんあると思いますけれども、少なくともバリ島のケースでは、その点がややおろそかだったのではないかと。2点に分けて議論していただく必要があると思うのです。

○田中（章）委員 どうもありがとうございました。大分整理できたと思うのですが、JICAの環境社会配慮は、相手国が規定されている必要最小限のアセスをやるだけではないというのは当たり前のことだと思うのですね。ただ、ここでJICA独自の環境社会配慮の議論をしたものが、相手国の意思決定にちゃんと反映されるルートに乗っていなければ、ここで幾ら細かくやっても意味がないということを前に何回か申し上げたのですが、向こうのアセス制度などが意思決定に直にかかわってくるので、それとは完全に別なものを一生懸命ちゃんとやるのだよということでは済まされないことだと思うのですね。そこが非常に難しいのですけれども、従来の日本のアセスの経験を見ても、アセス書が幾ら膨大で精密なものになってきても何の意味もないのですね。それが実際の意思決定、事業に反映されなければ意味がないので、そのあたりの仕組み抜きには考えられないのかなと思います。

○米田 どうもありがとうございました。

遠藤委員、いかがでしょうか。

○遠藤委員 私、この問題提起そのものがなかなか理解できなかったのですが、だんだんわかってきました。満田委員にお聞きします、今、バリのプロジェクトを審査されていて、何が問題なのかというのは委員としてコメントできるわけですね。

○満田委員 はい。

○遠藤委員 満田さんの意見は、どちらかといったら、JICAにプロセス上の注文をつけていらっしやると思えるのですけれども、それに対して、JICA側がどういう反応を示しているのが明確ではないと思います。しかしほかのプロジェクトでも同じような問題が起きるとするのは、私はまだわからない状況と思います。このケースでは、たまたまダムのEIAが不十分であったということであれば差し戻せるのではないかと思います。

○米田 ありがとうございます。

いろいろな議論がありますけれども、兵庫センターの方はいかがでしょうか。コメントをいただければありがたいと思います。

○川村委員 実は、私が前に担当したマニラのプロジェクトも、マスタープランとフィージビリティスタディが連続して行われるものでした。あのときも問題になったのは、本来は、マスタープランがあって、マスタープランの結果から、このプロジェクトが一番優先に違いないということを決めていくはずなのだけれども、その辺の基準が明確になっていないということが1つあったかと思います。これは、連続すると、まず、マスタープランを評価してからフィージビリティスタディに進むという手順が抜けてしまうという満田さんがさっき提起された内容ともかかわることだと思います。

もう一つ、さらにつけ加えていうならば、このガイドラインに基づくならば、本来は、マスタープランが終わった段階で、その報告書を公開することになっているわけですね。それが公開されることによって、より幅広い人々にみていただく。例えばステークホルダー協議でも、マスタープラン作成中は、その実施機関もしくはJICAがイニシアチブをとって、だれがステークホルダーか決めるわけですが、公開された段階で、それはすべての人がみることができるものになります。それも一つの評価機能があるのではないかと私は考えているのですね。マスタープランとフィージビリティスタディが連続して行われると、マスタープランの内容が広く公開されて、批判を受け得るという状況をつくらないままフィージビリティスタディに行ってしまう。ガイドラインの趣旨からいって、これはどうなのだろうかという気はしております。そもそもガイドラインではそういう状況は想定していなかった。だから、マスタープランとフィージビリティスタディは別途、どのように扱うかということを書いているわけですが、現実には一緒に行われるならば、そういうそごも生じてきているのではないか。ガイドラインは当面、現状のままでやらざるを得ないわけですが、少なくともインテリム・

レポートを公開するという手続を間に入れる必要があるのではないかという気はしております。

○米田 ありがとうございます。

兵庫のほかの先生、いかがでしょうか。

特にないようですね。

いろいろな意見が出ました。1つは、現地政府のE I Aへのかかわりという観点が新しく出てきて、ここで議論されているわけです。また、途中でも公開すべきではないかという公開の問題がありますね。もう一つは、ちょっと前後しますけれども、E I A自体、先方政府ではなくて、J I C Aでも独自に考えて調査しないといけないということもございます。いろいろな論点が出てきております。どのように考えていったらいいのでしょうかね。

○渡辺（泰） まず、インテリム・レポートの公開については、今まで、インテリム・レポート段階でも情報公開はあるのですけれども、サマリー的な内容でした。例えば、この案件について、インテリム・レポート全体を公開してしまうというやり方はとれるのかなと思っておりますので、これは検討させていただきたいと思います。

バリ島の件で第3フェーズそのものにつきましては、既に諮問のまよめの最終段階になっておりまして、F/S対象プロジェクトのスコーピングの段階で諮問させていただきましたので、ご指摘いただいた点は、今後のドラフト・ファイナル・レポートの方に反映されるという予定になっています。

マスタープランとF/Sを続けてやることによって、内容のチェックが甘くなるのではないかというご指摘をいただいたのですけれども、通常は、インテリム・レポートの段階でマスタープランの案を作成し、かつF/S対象プロジェクトの選定を行うという部分がインテリム・レポートに入っておりますので、内容のできはともかくとして、なぜこのF/Sプロジェクトが選定されたのかという説明は含まれているという意味では、一つの区切りのステップはつくられていると理解しています。

このバリ島の案件ですと、マスタープランの中で、F/S対象プロジェクトについて代替案を幾つかつくって、その比較をして決めているわけですが、今回、その代替案の設定の仕方に問題があるのではないかというご指摘をいただいたわけです。そうすると、それを見直しながらという作業をF/S調査の中で行っていくというプロセスになってしまうというところはあるかと思えます。

意思決定の反映については、F/Sプロジェクトの中で、相手国の制度とJICAのガイドライン、特にスコープ、対象とする項目が違うということはあるのですが、通常は、JICAのガイドラインの方がスコープは広がっていますので、JICAの調査のスコープでパブリック・コンサルテーションをやっていくことによって住民の意見などを吸い上げて、ドラフト・ファイナルに反映させて、相手国の実施機関との協議の中に反映させていくというプロセスは可能になるのかなと思っています。

今回のように、マスタープラン段階はBにしておいて、F/S対象プロジェクトはカテゴリAという場合、諮問のタイミングですけれども、F/Sのスコーピングができてからではさすがに遅いだろうと思ひまして、インテリム・レポートができた段階で諮問させていただきましたので、F/S調査に入っていない段階でした。今回、たまたま、インドネシア側が以前やったEIAのレポートがあるというのはわかったのですけれども、そのレビューが十分でなかったというのは、逆にいえば、F/S調査に入ってからレビューをやる予定だったといえるかもしれません。そういう意味では、F/Sのスコープが完全に固まっていない段階でした。ただ、F/S対象プロジェクトの妥当性といった問題が出てきますと、タイミングとしては、F/S調査を具体的に始める前段階の方がよかったのかなとも思っておりますけれども、この点について、またご意見をいただければと思います。

○米田 どうもありがとうございました。

司会とは別に、私のコメントなのですが、私は、マスタープランとF/Sを分けていった方が、いろいろな問題を解決しやすいと思っています。ただ、実務の問題としまして、まず、マスタープランを要請していただいて、マスタープランをやって、それはよかったというのでプライオリティーがある程度できて、では、F/Sを要請していただくということになると、恐らくとてつもない時間がかかるだろうと思います。ですから、こうやってワンセットで入っているのは、手続きの問題も含めて、早くやれるのかなと思います。あるいは、そのほかの手続きをとらなくても済むということがあります。そういう意味では、審査会でいろいろな意見をいただいて、特にこういうところは問題ではないですかということを繰り返していくことで当面は乗り切りたいというのが私の個人的な意見でございます。いずれにいたしましても、非常にいい問題提起だったと私は思っています。

こればかりやると時間がなくなりますので、本件について、これだけは、ということ

がございましたらいただければと思います。

○遠藤委員　ただ今のマスタープランとF/Sを離してやるべきだというご意見に対して、反対の考え方をもっています。これはバリ島のプロジェクトではなくて、一般論ですが、あるプロジェクトの実現可能性調査を実施するに当たって、まずその分野の上位計画を確認します。例えば道路のプロジェクトのF/Sを実施するときに、その上位計画である都市・地域計画、交通計画、その地域の排水計画から水資源管理まで関係する計画の中で、その道路の位置づけを議論し、具体的な計画に入るわけです。マスタープランがないのに、道路を改良するとか新設するなんていうことはあり得ないことです。いろいろな問題点を解決するために、具体的なプロジェクトを実施したいといったときに、その上位計画にさかのぼっていくべきではないかというのが私の考えです。ですから、マスタープランと分けるというのは、問題解決につながらないと考えます。

世銀などは、マスタープランとして地域全体に網をかぶせるという表現をよく使いますが、たとえばバンコクの都市交通政策のマスタープランをつくろうとします。それは何のためにやるかという、混雑を将来にわたり解消するためにどうしたらいいかという計画を立てるわけです。この中で優先順位として道路なのか、鉄道なのかといった代替案が検討されるわけです。バリの場合、ダムプロジェクトが最優先プロジェクトとして上がってくるというか、最優先プロジェクトとして上げるときに、実はこれはE I Aが不十分で、優先順位として評価できないといった一つの選定のクライテリアになると思います。優先プロジェクトの選定から入っていくのが基本の考え方で、マスタープランとF/Sを切り離すということについては、カテゴリを決定する事とは別に、別の機会に議論させていただきたいと思います。

○米田　どうもありがとうございました。私、今聞いていて、やはり実務的な観点が強く入っているのかなと思いました。

○平山委員　私、この件は担当していないので、詳しいところはよくわからないのですが、満田委員のおっしゃったポイントは、インドネシアの行ったE I Aの内容が明らかにされないまま第3フェーズ、つまりフィージビリティスタディに入っている。そして、その期間が5ヵ月と決められている。そして、第3フェーズで行われるべきJ I C Aのガイドラインに基づいたE I Aの内容に関する詰めがきちんと行われていない。これは一体どういうことなのだろうかというのが満田委員のご意見だと私は思ったのですが、マスタープランとフィージビリティスタディに分ける、分けないの前に、

ここのところは実際、どのような考え方になっているのかということをお聞きしてみたいと思うのです。

○米田 すみません。聞きたいというのは、その調査をやっているコンサルタントないしは部署ということですか。

○平山委員 JICAの方でどのように受けとめておられるのかということ。お金をお付けになったわけですね。

○米田 はい。

渡辺さん、どうですか。

○渡辺（泰） きょう、お配りしている資料は、調査開始時のスケジュール表でして、今回諮問を行いまして、満田さんからコメントをいただいたような点、例えば調査期間が十分ではないのではないかといったご指摘は既にいただいておりますので、基本的には、これを答申としていただいて、今、実施中なのですけれども、調査の方に反映していくということになります。

調査について、JICAの方で全部支援するのか、あるいは、これはインドネシア側がやるべきとって一部残すのか、それは私もわかりませんが、ドラフト・ファイナル・レポートの時点でもう一度諮問させていただきますので、その結果をまたみていただくというプロセスになる予定です。

○平山委員 ということは、ドラフト・ファイナル・レポートがここに報告された段階で、これではまだ足りない、第4フェーズをつくれといった話もあり得ることなのではないでしょうか。

○渡辺（泰） 実際には、ドラフト・ファイナル・レポートの時点ですと、さらに調査していくのは難しい時点になりますので、逆にいえば、ここは不十分なので、不十分だとレポートに書きなさいといったご指摘をいただくということで、さらに調査しなさいという言われ方だとJICAの対応は難しいということです。今後、さらに調査が必要という指摘をいただいた場合には、インドネシアが調査をやるべきという理解になるかと思えます。

○満田委員 私は以前から、先ほど遠藤委員がおっしゃったようなマスタープランの考え方が主流なのかなと想像していたわけです。つまり、何か意中のプロジェクトがありまして、その実現のために、より慎重に、上位計画にさかのぼって、マスタープランの段階から支援を行うことが主流なのかなと思っていたのですが、このバリ島の案件の場

合は、JICAさんのご説明によれば、最初は、アユンダムが入っていることは認識していなかったもので、カテゴリBとされた。私の理解が正しければ、そういうことだったと思うのです。第2フェーズの段階で優先順位として浮上したので、カテゴリAに変えたということだったのですね。

今後、JICAのガイドラインを運用していくに当たって、このようなケースが生じるとどういうことになるかという、開調をやる前に情報公開をしますね。カテゴリ分類を公開して、非常にざっくりとした案件概要を公表して、皆さんの意見を求める。仮に、マスタープランとF/Sのもので、F/Sの段階で、非常に大きい環境社会影響を及ぼすようなものが入っている案件が当初カテゴリーBとして、その案件の名前もわからずに公開されたときに、JICAガイドラインが目指しているような事前のコンサルテーションというか、開調をやる前の意思決定の反映になるのかどうか。もちろんならないでしょうし、非常に危険なことだと私は思っているのですね。要は、ざくっとした水資源開発調査のためのマスタープラン及び選定された優先事業の支援といったことを公開して、カテゴリBとしたときに、個別の名称を出すのはちょっとあれなのですが、あるダム案件に対して、非常に関心を抱いている現地の人たちがどこまでコメントを寄せるかということは非常に疑問で、そういう意味からいって、開調に対してお金を出すというJICAさんとしての意思決定の段階で、このバリ島のようなプロセスだと非常に危険だと思っていまして、例えば予期しないような大きな案件が上がってきたときは、カテゴリ分類の公表というプロセスをもう一度やり直すとか、何らかの手段を講じなければならぬのではないかと考えています。

○米田 どうもありがとうございました。

このようにM/PとF/Sがセットになっている場合には、こういう危険があるのではないかということも出てきているわけですが、いずれにしましても、実務的に進めないといけない要請と、できるだけ理想的な形で進めないといけない要請があるように思います。それで、ガイドラインの改訂ということも2年後ぐらいには出て来ると思いますので、その際には、今の議論を参考にしながら考えていきたいと思っています。

いずれにしましても、先ほど私、ちょっと申し上げましたように、こういう審査会のいろいろな場面で、いや、これははっきりしていないのではないかと強くいただいているので、その部分でも非常にありがたく思っています。そして、当面は、そういう慎重な審査会ということで進めていきたいと思っています。



本件について意見がございましたら、事務局にご連絡いただければありがたいと思っております。

それでは、次の2.に行きたいと思えます。「カテゴリA案件コメントの報告」ということで、事務局から資料説明をお願いしたいと思えます。

○渡辺（泰）　それでは、要請案件につきまして、環境社会配慮コメントの案を以前ご説明しておりますので、最終的に外務省に出したコメントということで、まとめて報告させていただきたいと思えます。

AC. 8-3が「モンゴル国持続的な大規模観光イベント開発のためのインフラ整備調査」ということで、実際には、観光イベントのためのインフラ整備の計画を立てるとい調査でございますけれども、これにつきましては、下の方をみていただきますと、環境社会配慮につきまして、大きな環境社会影響が発生する可能性がある、また、対象地域に国立公園が含まれていて、相手国制度上もEIAが必要ということで、慎重な検討が必要というコメントとともに、JICA総合コメントとしまして、個別イベントのための調査で、既にモンゴル国全体についての観光開発計画調査も実施済みで、意義は高くないというコメントを提出しております。

続きまして、AC. 8-4が「インド国貨物鉄道輸送強化計画」ということで、インドのムンバイ・デリー間、デリー・ホウラー間の貨物鉄道をつくるという開発調査です。

環境社会面のコメントとしましては、延長2,800キロメートルの鉄道の建設であり、非自発的住民移転、騒音・振動のほか、土地利用等への大規模な影響が生じる可能性がある。実施については、慎重な検討が必要であるというコメントとともに、JICA総合コメントとしましては、2005年4月の日印首脳会談で協議が行われ、共同宣言で、日本の技術と専門知識の支援により、提案事業の実行可能性を検討することが確認された案件で、予備調査において、既存の交通システムの改善を含む代替案との比較を行うこと、共同的な調査として実施していくこと、環境ガイドラインに沿った調査を実施すること等が確認された。非常に大規模であるため、特に環境社会配慮面において、慎重な検討・実施が必要であるというコメントを提出しております。

これにつきまして、審査会の際に質問がございました、住民移転の数等ですけれども、これは新貨物線の建設で、路線をどうするかということにつきましては、できるだけ既存の線路に隣接するような格好で線路を引き、一部、既存の線路の隣に用地がないところについてはバイパスを考えるということで、現在、インド側で用地調査中ということ

ですので、事前調査までに、具体的な路線がどこになるのかというところを確認したいと考えております。

10月の予備調査時点で、ガイドラインに従った調査を行うことについては了解されておるとともに、代替案の設定につきましても、「既存の交通システム」と書いていますけれども、単純に言えば、既存の線路を使った場合等の代替案も含めた代替案の検討を行う予定にしております。

A C. 8-5は、前回の審査会でコメント案を説明させていただきましたけれども、チュニジアのメジェルダ川流域の洪水対策と水資源管理計画をあわせた水系の開発計画の調査でございます。

これにつきましては、環境社会配慮面で、水資源開発及び河川改修を含む総合流域プロジェクトで、水利用や住民移転等が予想され、先方制度でI E E及びE I Aが必要であるとしております。

J I C A総合コメントでは、メジェルダ川はチュニジア最大の水源で、治水対策を含め、流域の上流から下流までの総合的な水資源管理技術が必要とされている。先方としては、開発調査後について、事業化への実施についても検討しており、事業化が期待される。実施に当たっては、環境カテゴリA案件であるところから、社会環境に対するインパクトについても配慮が必要ということでコメントを提出しております。

○米田 どうもありがとうございました。

各委員の方からもし意見がございましたらいただければと思います。

○川村委員 1つ確認したいのですけれども、これはA案件についてのものですね。

現在、B案件だけでも、それこそバリのケースのように、実際、進むにつれて、もしかしてA案件に変わるかもしれないという要請の案件はないのでしょうか。それともそういうのもあるのでしょうか。その確認だけであればと思います。

○米田 事務局、いかがでしょうか。

○渡辺（泰） 今現在のところは、カテゴリBで、カテゴリAになるということで話が入っている案件はございません。ただし、バリ島のように、当初、ある程度大規模な案件だと想定はしていなかったけれども、マスタープランの結果、選ばれたF/S対象プロジェクトが、ガイドラインに照らしてみればカテゴリAになるという可能性はあり得ると思います。現在承知しているものはございません。

○川村委員 ただ、大規模なプロジェクトがありそうなマスタープランは、当然、始め

る段階でわかりますよね。水資源開発のような案件だと、そういうことも当然あり得ると。その把握はそちらの方でされていないという理解なのでしょうか。

○米田 事務局、いかがでしょうか。

○渡辺（泰） そうですね。そういう意味の把握はしていません。つまり、水資源開発だから、あるいは道路整備だから大規模になりそうかどうかということでは必ずしもないと思っています。

○川村委員 では、今後もバリ島のような事例が出てくる可能性はあるという理解でよろしいのでしょうか。

○渡辺（泰） 可能性はなくはないと思っています。ただし、できるだけ早目にわかった方が事務局にとってもいいので、そういう意味では早目にみつかるようにしていますし、例えば高速道路の整備について、マスタープランプラスF/S調査をやるということで、F/S調査でカテゴリAになる確度が高いものは、マスタープラン段階からカテゴリAにするという整理をしています。

○川村委員 私どもとしても、少なくとも私としても、なるべく早い段階で審査会で議論した方がいいと思いますので、ぜひその辺は慎重に、明らかにAになりそうな可能性のあるものは、なるべく早い段階でカテゴリAにするということで運用していただければと思っております。

○米田 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○原嶋委員 Project Outlineのところで、Flood Control/River Engineeringですが、River Engineeringは上を余り反映していないような感じがするのです。上の事業概要との関係でいうと、Flood Controlはわかりますけれども、River Engineeringは上を反映していないような印象を受けたので、もし見直すような機会があれば、再度みていただきたいと思います。それだけです。

○米田 事務局、いかがでしょうか。

○渡辺（泰） 恐らくこの単語は要請書からとったものだと思うのですが、情報公開は終了していますので、別の機会があれば、こういう単語について、チェックするようになりたいと思います。

○米田 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

○渡辺委員　ちょっと教えていただきたいのですが、水資源開発のプロジェクトで、しかも洪水によるという水資源開発を中心にやられて、洪水のデータが余りないようなことが書いてあるのですが、そうしたデータ集めから始めないと、こういう計画はうまくいかないと思うのです。これでも2年とか3年でやれという形になるわけですか。

○米田　いかがでしょうか。

○渡辺（泰）　これはまだ要請段階ですので、採択された後に事前調査を行いまして、どういうデータがあるかを確認した上で、調査に必要な期間を考えるということになるのですけれども、開発調査の場合ですと、通常は、2年、3年かけるということはしておりませんで、2年未満の場合が通常かと思えます。

○渡辺委員　これはかなり大きなプロジェクトのようですので、従来のそういうスケジュールだけで乗るものかどうなのかといったことも少しお考えになってやられた方がいいのかなという感じもいたします。単なる意見だけです。

○米田　ありがとうございました。

そのほか、ご意見をいただけませんかでしょうか。

○和田委員　先ほどの川村委員からの質問に対する渡辺さんのお答えの中で、F/S調査段階でAになる確度が高ければ、早目に把握して諮問したいといった内容のことをおっしゃったと思うのですけれども、カテゴリAになる確度が高ければではなくて、可能性のあるならば、できるだけ早く諮っていただきたいというのが私の意見です。これはたしか前回もしくは前々回の会議でも申したことなのですけれども、可能性の大小ではかるのではなくて、影響が大きければ、それはカテゴリAになるはずだと思っております。ガイドラインの解釈からもそうなるものだと思っておりますので、確度が高ければではなくて、可能性のあるならば、という解釈をしていただきたいと思っております。

○米田　ありがとうございました。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

それでは、「カテゴリA案件コメントの報告」は終わらせていただきたいと思えます。

3. の「平成17年度採択案件の報告」について、事務局、お願いいたします。

○渡辺（泰）　資料A.C. 8-6でございますけれども、17年度採択案件（開発調査）で、スーダン国のジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査でございます。

内容としましては、ジュバ都市圏を対象としました都市計画の策定と生活基盤の整備ということで、既存の道路の整備と水道システムの改修で、環境社会面への負の影響は

少ないということでカテゴリBにしておりますけれども、具体的な整備計画ができた段階で再度確認したいと考えております。

資料に提言内容が書いてありますけれども、特に復興支援の案件ということで今回採択になっております。

○米田 本件について、ご意見はございませんでしょうか。

特にないようであれば、先に進めたいと思います。

次は、4.の「次回以降の審査会の開催」ということで、事務局、お願いいたします。

○渡辺（泰） 次回以降の日程でございますけれども、次回は、11月28日を計画しております。ただ、今、具体的な議題が入ってきておりませんので、流れる可能性があるということで、できれば今週中にご連絡を差し上げたいと思っております。

その次が12月12日でございます、場所は、この会議室とJICA兵庫ということで計画しております。

○米田 審査会の日程で、ご都合がおありといったことはございませんでしょうか。

ないようですね。

そのほかの連絡事項はございませんでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

○渡辺（泰） ありません。

○米田 特にないようです。

それでは、これできょうの議事はすべて終わることになります。本日の第8回環境社会配慮審査会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——